

■第1章 婚姻の成立

17頁下から2行目～18頁上から3行目までを下記に改める。

「別表第1・別表第2の事項（旧家事審判法9条1項では、甲類・乙類とされていた。民法以外の法律で審判事項とされているもの、例えば、児福28，生保30，性同一障害者の性別の取扱いの特例に関する法律5，厚生年金保険法78条の2なども含む）と、第2編に定める事項である。」

18頁下から3行目「職権調査主義に基づいて行われる（262）」の条文引用を（261，262）に改める。

■第6章 婚外関係の法的処理

152頁の〔3〕特別法による保護の6行目「公営住宅の入居資格（公営住宅法23①）」を削除する。

■第11章 高齢者への援助

244頁10行目⑤成年後見人・保佐人・補助人の供給源については、その後も、親族以外の者が著しく増加したので、2016年の統計を紹介する。

親族28.1%（子15.2%，配偶者2.4%，兄弟姉妹3.8%，その他親族4.7%）

親族以外の第三者71.9%（弁護士23.1%，司法書士27.1%，社会福祉士11.5%など）

■第19章 遺言（1）

379頁の(2)遺言能力の判定基準の19行目

「遺言時と死亡時との時間的關係」→「時間的間隔」

395頁の〔2〕遺言の解釈の15行目「民衆47卷」→「民集47卷」

■第20章 遺言（2）

409頁下から4行目「C・X各1/2の共有とした」→「各1/4の共有とした」

■第21章 遺留分（1）

423頁下から10行目「ゴッドフリード・シールマン」→「ゴットフリード・シーマン」